

## みなかみ町承認工事事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路法（平成27年法律第180号。以下「法」という。）第24条に規定する道路管理者以外の者の行う道路に関する工事及び道路の維持（以下「承認工事」という。）の承認に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承認工事の承認申請)

第2条 承認工事の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、承認工事施行承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 計画図
- (4) 実測求積図
- (5) 構造図
- (6) 交通規制図（該当がある場合のみ）
- (7) 工事仕様書
- (8) 公図の写し
- (9) 誓約書
- (10) 同意書
- (11) 施工前及び施工後の現況写真
- (12) その他必要な書類

2 町長は、前項に規定する申請書及び添付書類に不備があるときは、申請書等を補正するよう申請者に指示するものとする。

(承認工事の変更申請)

第3条 承認工事の承認を受けた者は、既に承認を与えた工事に関し、その工事内容、工事期間等に変更がある場合は、承認工事変更承認申請書（様式第2号）に前条第1項各号に掲げる書類のうち、変更事項に該当するものを添付して、町長に提出しなければならない。

。

2 町長は、前項に規定する申請書及び添付書類に不備があるときは、申請書等を補正するよう申請者に指示するものとする。

(承認工事の承認基準)

第4条 承認工事の設計及び実施計画の承認基準は、群馬県承認工事承認基準（昭和57年4月1日道維77号土木部長通知。以下「承認基準」という。）を準用する。

(申請の審査)

第5条 町長は、第2条及び第3条の申請を受理したときは、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 承認工事を施工しようとする場所の道路構造上及び道路交通上の支障がない場所であるか否かの審査
- (2) 施設等の構造が承認基準に適合するか否かの審査
- (3) 工事の実施方法が適当であるか否かの審査
- (4) 工事の時期が適当であるか否かの審査
- (5) その他必要とする事項（排水、取付道路の必要性、取付位置、交通安全施設、管理施設、管理区域等）の審査

2 前項の審査は、法第95条の2の規定の適用を受ける工事にあつては公安委員会から聴取した意見、その他の工事で町長が警察署長との協議が必要であると認めるものにあつては当該工事を行う箇所を管轄する警察署長との協議の結果を考慮して行うものとする。

。

(取下げ)

第6条 申請者は、承認工事施行承認申請書の提出後、次条の承認又は不承認を受けるまで

に当該申請書に係る申請を取り下げようとするときは、承認工事施行承認申請取下届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（承認工事の承認等）

第7条 町長は、承認工事の承認又は承認工事の承認に係る事項の変更の承認（以下「承認工事の承認等」という。）をする場合において、道路の構造の保全、交通の危険防止等のため必要があるときは、必要な条件を付し、条件書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

2 町長は、承認工事の承認等をしたときは、承認工事承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による承認工事施行承認申請又は第3条の規定による承認工事変更承認申請を不承認とし、承認工事不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(1) 第2条第2項及び第3条第2項の規定により指示した補正が期限までに行われな  
いとき。

(2) 当該申請書の内容が第5条第1項各号の審査に適合しないとき。

（承認工事の承認等の取消し）

第8条 町長は、承認工事の承認等又は当該承認等の際に付した条件に違反しており、当該承認工事の承認等を取り消すことが適当と認める場合においては、承認工事の承認等を取り消すことができる。

2 町長は、前項に規定する取消しをしたときは、承認工事承認取消通知書（様式第7号）により、当該承認等を取り消された者に通知するものとする。

（着手等の確認）

第9条 第7条の規定による承認等を受けた者は、承認工事の施工に着手するときは、承認工事着手届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定めるもののほか、必要と認める場合は承認工事の実施状況を報告させることができる。

（完了の確認）

第10条 町長は、承認工事の完了後、速やかに承認工事完了届（様式第9号）を提出させ、申請者立会のうえ完了検査を行わなければならない。ただし、町長が適当と認める場合においては、工事写真により完了検査を行うことができる。

2 町長は、前項の完了検査の結果を承認工事完了検査結果通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（現状の回復）

第11条 町長は、第8条による取消しをしたときは、速やかに施設等の除去及び道路の現状回復を道路現状回復命令書（様式第11号）により取り消された者に命ずるものとする。ただし、現状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

（台帳の整備）

第12条 町長は、承認工事の承認申請書を受理した時は、承認工事台帳（様式第12号）を備えて処理の状況を記録しておかななければならない。

（地位の承継）

第13条 相続人、合併又は分割により設立される法人及びその他の第7条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人は、当該承認を受けた者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日の翌日から起算して30日以内に地位承継届（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。